議　　長　日程第21「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり ）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって、本定例会は閉会といたします。

４日間にわたり慎重なる御審議ありがとうございました。

（16時26分）